

平成30年度第1回国地方係争処理委員会

平成30年4月26日

【吉川行政課長】 それでは、委員会を開催いたします。

私は行政課長の吉川でございます。

本日は、新たに任命されました委員の皆様による初めての委員会となりますので、慣例によりまして、新委員長が選出されますまでの間、私が司会をさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日は、18時までを予定しております。また、本日の委員会につきましては、平成13年2月5日委員会決定に基づき、公開することとしております。まず、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。50音順にご紹介申し上げますので、お名前をお呼びしましたら、一言、ご挨拶をいただければと存じます。

牛尾陽子委員です。

【牛尾委員】 牛尾です。どうかよろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 小幡純子委員です。

【小幡委員】 小幡でございます。よろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 齋藤誠委員です。

【齋藤委員】 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 辻琢也委員です。

【辻委員】 辻です。よろしくお願い致します。

【吉川行政課長】 富越和厚委員です。

【富越委員】 富越でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 ありがとうございます。

続きまして、自治行政局の職員を紹介いたします。

山崎自治行政局長です。

【山崎自治行政局長】 山崎でございます。よろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 篠原大臣官房審議官です。

【篠原大臣官房審議官】 篠原でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【吉川行政課長】 松谷行政企画官です。

【松谷行政企画官】 松谷でございます。よろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 内海係争処理専門官です。

【内海係争処理専門官】 内海でございます。よろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 吉田行政課課長補佐です。

【吉田行政課長補佐】 吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉川行政課長】 以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、当委員会の委員長を選んでいただく必要がございます。地方自治法第250条の10第1項の規定により、当委員会の委員長の選出は委員の互選によることとされております。つきましては、委員長の互選について、いかがいたしましょうか。

【牛尾委員】 富越委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉川行政課長】 ただいま牛尾委員から、富越委員を委員長に選出してはどうかのご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【吉川行政課長】 ご異議がないようですので、富越委員が委員長に選出されました。

それでは、ここからの議事は、富越委員長にお進めいただきたいと存じます。

富越委員長、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。

【富越委員長】 ただいま委員長を仰せつかりました富越でございます。私、裁判官を40年ほど務めて、それから公害等調整委員会を5年、今回、先月やっと弁護士登録をしたというところでありますけれども、裁判官時代、主として民事事件を担当しまして、行政事件も扱いはしましたが、ご存じのとおり、裁判官は、どこでもやれと言われた仕事を何でもやらなければいけませんので、逆に言いますと、特に専門分野というほどのものではありません。その意味で、どれだけ委員長が務まるか、いささか不安ではありますけれども、皆様のご意見を十分伺って、何とか適切な議事進行に努めたいと思っております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第250条の10第3項の規定に基づきまして、あらかじめ、委員長代理を指名させていただきたいと存じます。

私といたしましては、委員長代理を小幡委員にお願いしたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

【小幡委員】 はい。

【富越委員長】 どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、吉川行政課長から、国地方係争処理委員会の概要等について説明していただいた後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、吉川課長から説明をお願いします。

【吉川行政課長】 それでは、資料をご説明させていただきます。

まず、資料の2からご覧いただきたいと思います。国地方係争処理委員会の概要についてでございます。資料の3に参照条文がございますので、適宜ご覧いただければと思います。

まず、資料の1ページでございますが、1番、設置及び組織でございます。まず(2)の委員のところをご覧いただきますと、任期は3年、行為制限がございまして、守秘義務、また政党役員就任等の制限等の規定がございます。

(3)の専門委員でございますが、審査の申出に係る事件に関し、専門の事項を調査させるため置くことができるとされておりまして、委員長の推薦により総務大臣が任命することとされておりまして、

2番の会議の項目でございますけれども、委員会は委員長が招集いたします。また、委員長及び2人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができないとされておりまして、委員会の議事につきましては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるとされておりまして、

権限でございますが、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うものに関する審査の申出につき、その権限に属させられた事項を処理するとされておりまして、都道府県から市町村に対する関与は権限外ということになっておりまして、

2ページをお開き願います。4の審査手続でございます。地方公共団体が審査の申出ができる場合がございますが、3つございます。国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他の公権力の行使に当たるものに不服があるとき、国の不作為に不服があるとき、また、法令に基づく協議の申出を行い、当該協議に係る地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないとき、この3つでございます。審査の申出の期限につきましては、国の関与があった日から30日以内とされておりまして、

(3)の審査及び勧告でございますが、4つのケースに分けて記載してございます。まず、自治事務に係る国の関与に対する審査の場合ですが、国の関与が違法でなく、かつ、不当でないとは判断した場合は、地方公共団体及び行政庁に通知を行います。また、国の関

与が違法又は不当と判断された場合は、行政庁に対し必要な措置を講ずべきことを勧告する。その勧告の内容を当該普通地方公共団体に通知するというところでございます。

右の法定受託事務に係る国の関与に対する審査でございますが、自治事務のケースと比べていただきますと、自治事務は、審査の対象は国の関与の違法性及び不当性ということになります。法定受託事務に関しましては、違法かどうかということのみになります。そして、違法でない、あるいは違法であるという判断をされた場合は、それぞれ自治事務と同様の対応となります。

左下の不作為に対する審査の場合ですが、これにつきましては、審査の申出に理由があるかないかの審査を行っていただきまして、委員会としての対応は、関与に対する審査の場合と同様でございます。

右下の協議に対する審査の場合でございますが、普通地方公共団体がその義務を果たしているかどうかを審査し、その結果を地方公共団体及び当該行政庁に通知をするとされております。

いずれの場合も理由を付して、結果を公表することが必要でありまして、審査の申出があった日から90日以内に行わなければならないとされております。

続きまして、3ページの(4)関係行政機関の参加でございます。関係行政機関を必要に応じて審査の手続に参加させることができるとなっております。

次に、証拠調べでございますが、参考人に関する規定、また書類その他の物件の提出の規定、必要な場所につき検証をすること、さらに、地方公共団体あるいは国の行政庁の関係職員の審尋に関する規定などがございます。

続きまして、(6)の国の行政庁の措置等についてでございます。まず、勧告を受けた国の行政庁は、必要な措置を講ずるとともに、その旨を委員会に通知することとなっております。通知を受けた委員会は、この通知に係る事項を審査の申出をした地方公共団体に通知をすることとなっております。

(7)が調停でございますが、委員会は、職権により調停案を作成して、その受諾を勧告することができるとなっております。

大きな5番が訴訟の提起についてでございます。まず(1)は、地方公共団体が訴訟を提起できる場合でございます。4つケースが書かれておりますが、委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき、あるいは勧告を受けた国の行政庁の措置に不服があるとき、こうした場合に高等裁判所に対し、審査の相手方となった国の行政庁を被告として訴えを提

起することができることとなっております。

次に、4ページでございますが、こちらは国からの訴訟の提起でございます。是正の要求又は指示を行った各大臣は、普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができるとされておりますが、ケースとしては、下に書いてございますように、そもそも地方公共団体が委員会に審査の申出をせずに、なおかつ是正の要求等に応じた措置を講じないとき、これがまず第1でございます。また、2番目でございますように、審査の申出があつて、審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合に、地方公共団体の側が訴えを提起せず、また、その是正の要求等に応じた措置を講じないとき、こうした場合も国の側から違法確認の訴訟を起こすことができるとされているものでございます。下の図は、地方公共団体から、あるいは国からそれぞれの訴訟のケースを図に示したものでございます。

以上が、資料2のご説明でございました。

次に、資料5をお願いいたします。国地方係争処理委員会の議事の公表についての定めでございます。平成13年2月5日の委員会決定、その後、平成21年の10月26日に一部改正がされているものでございます。

まず、1番が会議の公開についてですが、委員会は、審査に係る合議を除き公開をされるとされております。同様に、2番の議事要旨、3番の議事録、これらも審査に係る合議に関する部分を除いて作成し、会議終了後速やかに公表するとされております。また、4番の委員会の資料につきましては、会議の終了後又は審査の終了後、速やかに公表するものとしてされておりますが、議事要旨を除きましてただし書きがございまして、公開することにより、あるいは公表することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあるときなどは公開等しないことができるとされております。

また1番に戻っていただきまして、2番目のポツですが、委員会を非公開とした場合は、必要に応じて報道機関に対して議事の概要を説明することとするとされております。

続きまして、資料の6をご覧いただきたいと思っております。過去の審査申出案件4件ございますが、その概要でございます。

まず、1ページが横浜市のいわゆる馬券税に対する総務大臣の不同意に係る審査、勧告でございます。平成12年12月14日、横浜市が法定外普通税として勝馬投票券発売税、いわゆる馬券税を新設することを内容とする条例案を可決いたしました。法定外普通税につきましては、総務大臣の同意が必要とされておりますけれども、総務大臣が翌年に不同意をしたということでございます。これに対して、横浜市は、この不同意を不服として国

地方係争処理委員会に審査の申出をいたしました。これに対して、委員会としては勧告を行ったわけでございますが、その内容は、総務大臣は、横浜市との協議を再開することというものでございます。

その判断の要点が3番目でございますけれども、総務大臣の不同意は、自治法及び地方税法で定める協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるものと認められるということで、協議を再開せよという勧告になったわけでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。これは新潟県からの審査の申出に係る国地方係争処理委員会の判断でございます。

事案の概要といたしまして、国土交通大臣が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して行いました北陸新幹線の計画の認可が争われたものでございます。新潟県は、この認可並びに法律に定められた知事に対する意見聴取が国の関与に該当するというので、審査の申出を行ってきたわけですが、委員会の判断といたしましては、国土交通大臣による新潟県への意見聴取や、国土交通大臣による機構に対する認可等は国の関与に該当しないということで、審査の申出は却下という判断になったわけでございます。

続きまして、3ページでございますが、沖縄県からの審査の申出に係る委員会の判断でございます。

事案といたしましては、沖縄県知事が平成27年10月に行いました公有水面埋立て承認の取消しをめぐるものでございます。この承認取消しに対しまして、沖縄防衛局長が承認取消しを取り消す裁決を求める審査請求をいたしました。また、あわせて執行停止の申立てを行ったというものでございます。これに対し、国土交通大臣が執行停止の決定をいたしました。沖縄県知事は、この本件執行停止決定が国の関与に該当し、これに不服があるとして審査の申出をしたものでございます。

国地方係争処理委員会の判断でございますけれども、執行停止決定が国の関与に該当するということではできないということで、審査の申出は却下をされたというものでございます。

こうした経緯を経まして、沖縄県と国それぞれが訴訟を提起するという状況になったわけでございますけれども、平成28年の3月に福岡高裁那覇支部で和解が成立いたしまして、一旦それぞれの訴訟あるいは審査請求全て取下げということになりました。

それを受けて、4ページでございます。和解条項に基づきまして、国土交通大臣が沖縄県知事の承認取消しに対し、改めてこの承認取消しを取り消すよう是正の指示を行ったわ

けでございます。それに対して、沖縄県知事からは、この是正の指示に不服があるとして、審査の申出がなされました。

この委員会の判断でございますけれども、本件是正の指示が自治法の規定に適合するか否かについては判断せず、国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解をもって、審査の結論とするとされたものでございます。

以上が、これまでの審査申出案件の概要でございます。

なお、参考資料として、それぞれの勧告あるいは通知の本体をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

【富越委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何か質問等ございましたら、どうぞよろしく願います。せっかくですから、1人ずつ伺った方がいいんですけど、特にございませんか。

【齋藤委員】 1つだけ。これは要望といいますか、時間があるときでも結構なんですが、先ほど国地方係争処理委員会の権限の中には調停という手法もあるというご紹介がありました。そうすると、自治紛争処理委員は、都道府県の関与に関する勧告という、案件が限られていますし、データも取りやすいと思うんですけども、自治紛争処理委員が行う調停というの、このごろ幾つか、例えば最近では、東京都の江東区と大田区との境界紛争みたいなものがありますので、そうすると、そういうものの動向の資料があると、広い意味で参考になる、最近こういうことがあるというのがわかると思いますので、時間のあるときに事務局の方で整えていただけるとありがたいなと思いました。

【吉川行政課長】 承知しました。

【富越委員長】 ほかに特にご質問はございませんか。

それでは、以上で予定の議題を全て終了いたしましたので、本日の委員会は、これをもって閉会とさせていただきます。

本日の委員会の議事においては、審査に係る合議に関する部分はありませんでしたので、議事要旨と議事録を委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに公表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。